

地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程

(令和七年三月二十五日地基規程第四号)

地方公務員災害補償基金業務規程(昭和四十二年地基規程第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(奨学援護金の支給) 第二十九条 [略]</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 一万六千円</p> <p>二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 二万千円</p> <p>三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の</p>	<p>(奨学援護金の支給) 第二十九条 [略]</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 一万五千円</p> <p>二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 二万円</p> <p>三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の</p>

前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第二条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者又は前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 二万円

四 〔略〕

3 3 7 〔略〕

（障害特別援護金の支給）

第二十九条の八 〔略〕

2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 〔略〕

二 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 第一級 八百四十五万円

ロ 第二級 八百二十万円

ハ 第三級 七百九十万円

ニ 第四級 五百万円

ホ 第五級 四百三十万円

前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第二条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者又は前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 一万九千円

四 〔略〕

3 3 7 〔略〕

（障害特別援護金の支給）

第二十九条の八 〔略〕

2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 〔略〕

二 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 第一級 九百十五万円

ロ 第二級 八百八十五万円

ハ 第三級 八百五十五万円

ニ 第四級 五百二十万円

ホ 第五級 四百四十五万円

へ	第六級	三百六十万円
ト	第七級	二百九十万円
チ	第八級	〔略〕
リ	第九級	百五十万円
ヌ	第十級	百二十万円
ル	第十一級	九十万円
ヲ	第十二級	七十万円
ワ	第十三級	五十万円
カ	第十四級	三十五万円

3 〔略〕

(旅行費)

第三十条 職員が補装具の支給、修理若しくは再支給若しくはハビリテーションを受けるために旅行する場合の旅行費は、支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方法により、かつ、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による福祉事業に準じて理事長が定める範囲内において実費を支給する。

〔削る〕

へ	第六級	三百七十五万円
ト	第七級	三百万円
チ	第八級	〔略〕
リ	第九級	百五十五万円
ヌ	第十級	百二十五万円
ル	第十一級	九十五万円
ヲ	第十二級	七十五万円
ワ	第十三級	五十五万円
カ	第十四級	四十万円

3 〔略〕

(旅行費)

第三十条 職員が補装具の支給、修理若しくは再支給若しくはハビリテーションを受けるために旅行する場合の旅行費は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とし、支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方法により、かつ、次の各号の規定に従つて計算した範囲内において実費を支給する。

一 鉄道賃 旅客運賃、急行料金（普通急行列車若しくは準急行列車を運行する線路により片道五十キロメートル以上旅行する場合又は特別急行列車を運行する線路により片道百キロメートル以上旅行する場合に限る。以下この号において同じ。）
特別車両料金（旅客運賃の等級を二階級に

〔削る〕

区分する線路により旅行する場合を除く。〕及び座席指定料金（普通急行列車を運行する線路により片道百キロメートル以上旅行する場合に限る。）とし、旅客運賃及び急行料金は、旅客運賃の等級を二階級に区分する線路により旅行する場合にあつては、上位の等級の旅客運賃及び急行料金とする。

〔削る〕

二 船賃 旅客運賃、特別船室料金（旅客運賃を二以上の階級に区分する船舶により旅行する場合を除く。）及び座席指定料金とし、旅客運賃は、その等級を三階級に区分する船舶により旅行する場合にあつては中位の等級の旅客運賃、二階級に区分する船舶により旅行する場合にあつては上位の等級の旅客運賃とする。

〔削る〕

三 車賃 一キロメートルにつき三十七円（全路程を通算して計算し、一キロメートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、障害の程度により、この額により難いと認められる場合においては、この限りでない。

（勘定区分及び勘定科目）

四 宿泊料 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一の一の宿泊料の項の甲地方である地域に宿泊する場合は一夜につき八千七百円とし、その他の地域に宿泊する場合は一夜につき七千八百円とする。

（勘定区分及び勘定科目）

<p>第三十四条 定款第二十四条第一項に規定する経理単位（以下「経理単位」という。）においては、それぞれ資産勘定、負債勘定及び資本勘定並びに収益勘定及び費用勘定を設け、取引の整理を行うものとする。</p> <p>2〔略〕</p>	<p>第三十四条 定款第二十四条第一項に規定する経理単位（以下「経理単位」という。）においては、それぞれ資産勘定、負債勘定及び資本勘定並びに利益勘定及び損失勘定を設け、取引の整理を行うものとする。</p> <p>2〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十四条第一項の改正規定は理事長が定める日から施行する。
- 2 改正後の地方公務員災害補償基金業務規程（以下「新規程」という。）第二十九条第二項第一号、第二号及び第三号の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。
- 3 新規程第二十九条の八第二項第二号の規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例による。
- 4 新規程第三十条の規定は、令和七年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 5 新規程第三十四条第一項の規定は、令和六年度の決算及び令和七年度の予算から適用する。